

戸籍・住民票を請求する場合は本人確認が必要となります!!

平成 20 年 5 月 1 日から戸籍および住民票をお取りになる場合は、法律によって身分証明書の提示が義務化されました。(身分証明書の具体例はお知らせ版 4 月 15 日号をご覧ください。)

本人であることが確認できない場合は戸籍および住民票の発行はできませんので、ご理解願います。

住民票を請求する場合

住民票は同一世帯員のみ取得することができます。同居していても異なる世帯の方や、別居している家族が取得する場合については、委任状および取得する理由の明示が必要となります。

戸籍を請求する場合

戸籍は戸籍に記載される方および配偶者、直系の親族の方については、取得する理由の明示は不要となりますが、それ以外の方は正当な理由の明示または委任状が必要となります。(委任状は委任される方・委任された方それぞれご自身が名前を記入願います。)

身分証明書として認められるのは、次のとおりとなります。

1 枚提示のみで認められるもの

運転免許証・旅券(パスポート)・公務員の身分証(写真付き)・外国人登録証明書・写真付き住民基本台帳カードなどの公的機関が発行した写真付きの身分証明書

2 枚提示以上で認められるもの

国民健康保険証・健康保険もしくは介護保険の被保険者証・共済組合員証・国民年金手帳・年金証書・写真なし住民基本台帳カード

2 枚提示以上で認められるもの

【ただし、に該当するものを複数組み合わせても認められませんので注意願います。(必ず 1 枚は に該当するものの提示が必要)】

- ・学生証・法人が発行した身分証(地方公共団体が発行したものを除く)
 - ・国または地方公共団体が発行した写真付きの資格証明書(ただし、1 枚提示で認められるものを除く)
- たとえば...
- ・国民健康保険証をお持ちの方は、年金手帳または年金証書を組み合わせのうえ提示
 - ・学生証をお持ちの方は、国民健康保険証を組み合わせのうえ提示

問い合わせ先

保健福祉課戸籍年金係(☎ 52 - 2144)

平成 20 年度調理師試験

試験日時 平成20年9月2日(火)

午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

試験地 滝川市

受験資格 学校教育法第 47 条(高等学校入学資格)に規定する方で、多数人に対して飲食物を調理して供与する寄宿舍、学校、病院などの施設または飲食店営業、魚介類販売業もしくはそうざい製造業に該当する営業にて、平成 20 年 5 月 31 日までに 2 年以上調理の業務に従事した方。

受付期間 5 月 30 日(金)まで

試験科目や提出書類などの詳細は、富良野保健所(☎ 23 - 3161)にお問い合わせください。

南富良野町斎場火葬炉修理のお知らせ

斎場火葬炉の修理に伴い下記の期間において斎場が使用できなくなります。

なお、修理期間中は占冠村火葬場を使用することとなりますので併せてお知らせいたします。

・修理期間 5 月 23 日(金)~ 5 月 31 日(土)

・占冠村火葬場使用料金

15 歳未満 1 体 6,000 円、15 歳以上 1 体 9,000 円

・霊柩車使用料金

南富良野~占冠間 往復 6,000 円(本町の霊柩車使用)

問い合わせ 建設課環境衛生係 ☎ 52 2179

リサイクルコーナー

【お譲りください】

A・B型ベビーカー こいのぼり パスタオル
夏用セーラー服(南富良野中学校)

【お譲りします】

調乳ポット 歩行器

問い合わせ：企画課(広報統計係) ☎ 52 2115